

情報提供

那医発第 291 号
令和 7 年 8 月 27 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の通知が届きましたので
ご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願い
いたします。 ☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 700 号

令和 7 年 8 月 25 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 田名 毅



使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等についての通知となっております。

令和 7 年 8 月 13 日付け令和 7 年厚生労働省告示第 222 号及び令和 7 年厚生労働省告示
第 223 号をもって薬価基準、揭示事項等告示が改正され、同年 8 月 14 日から適用されてお
ります。

これを受け、令和 7 年 8 月 13 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留
意事項等が示されております。

概要につきましては、別添のとおりとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方
につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の
取扱い等」に掲載されておりますことを申し添えます。

記

- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

（令和 7 年 8 月 19 日（日医発第 824 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発 第824号（保険）
令和 7 年 8 月 1 9 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 7 年 8 月 13 日付け令和 7 年厚生労働省告示第 222 号及び令和 7 年厚生労働省告示第 223 号をもって薬価基準、揭示事項等告示が改正され、同年 8 月 14 日から適用されました。

これを受け、令和 7 年 8 月 13 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品の薬価収載について

- (1) 令和 7 年 8 月 6 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 4 品目及び注射薬 6 品目）が、薬価基準の別表に第 10 部追補（6）として収載された。

- 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 222 号
添付資料 2 中の薬価基準告示（参考 1）
- 品目の概要：添付資料 3

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ ペルスピティ錠 2mg
- ・ エアウィン皮下注用 45mg 及び同皮下注用 60mg
- ・ タービー皮下注 3mg 及び同皮下注 40mg

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 2 中の記 3 〕

2. 保険医が投与することができる注射薬の対象薬剤の追加について

(1) シパグルコシダーゼ アルファ製剤について、揭示事項等告示第 10 第 1 号の「療担規則第 20 条第 2 号ト及び療担基準第 20 条第 3 号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定められた。

〔 ➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 223 号
添付資料 2 中の薬価基準告示（参考 1）
➤ 品目の概要：添付資料 4 〕

※その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

(添付資料)

1. 官報（令和 7 年 8 月 13 日 号外第 183 号抜粋）

- ・ 令和 7 年厚生労働省告示第 222 号、223 号

2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

（令和 7 年 8 月 13 日付け 保医発 0813 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）

3. ・新医薬品一覧表

（令和 7 年 8 月 6 日 中医協総会資料（総－2）抜粋）

4. ・保険医が投与することができる注射薬

（処方箋を交付することができる注射薬）の対象薬剤の追加について（案）

（令和 7 年 8 月 6 日 中医協総会資料（総－5））

○厚生労働省告示第二百二十二号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬
価基準）の一部を改正する告示を次のように定める。
令和七年八月十三日
厚生労働大臣 福岡 資麿

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省令第60号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
注1～3（略）				注1～3（略）			
第1部～第9部（略）				第1部～第9部（略）			
第10部 追 補 (6)				(新設)			
内 用 薬							
品 名	規 格	単 位	薬 価	品 名	規 格	単 位	薬 価
			円				
(う)							
ウェリレグ錠40mg		40mg 1錠	21,916.80				
(お)							
オブフォルダカプセル65mg		65mg 1カプセル	6,038.20				
(へ)							
ベルスピティ錠2mg		2mg 1錠	4,792.80				
(り)							
リアルダ錠600mg		600mg 1錠	96.10				
注 射 薬							
品 名	規 格	単 位	薬 価				
			円				
(あ)							
アネレム静注用20mg		20mg 1瓶	1,540				
㊦ アルプロスタジル注5μgシリンジ「日医工」		5μg 1mL 1筒	845				
(え)							
エアウィン皮下注用45mg		45mg 1瓶	1,082.630				
エアウィン皮下注用60mg		60mg 1瓶	1,441.677				
(た)							
タービー皮下注3mg		3mg1.5mL 1瓶	146.284				
タービー皮下注40mg		40mg 1mL 1瓶	1,879.962				
(ほ)							
ボムピリティ点滴静注用105mg		105mg 1瓶	204.251				

第二条 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
注1～3（略）				注1～3（略）			
第1部 内 用 薬				第1部 内 用 薬			
品 名	規 格	単 位	薬 価	品 名	規 格	単 位	薬 価
			円				円
(あ)～(ひ)（略）				(あ)～(ひ)（略）			

(ふ)				
(略)				
フォゼベル錠5mg	5mg	1錠	208.30	
フォゼベル錠10mg	10mg	1錠	307.80	
フォゼベル錠20mg	20mg	1錠	454.70	
フォゼベル錠30mg	30mg	1錠	571.20	
(略)				
(へ)～(わ) (略)				
品	第2部	注 射	薬 規 格 単 位	薬 価 門
(あ)・(い) (略)				
(う)				
(略)				
ウゴービ皮下注0.25mg	S D	0.25mg0.5mL	1キット	1,764
ウゴービ皮下注0.5mg	S D	0.5mg0.5mL	1キット	3,009
ウゴービ皮下注1.0mg	S D	1mg0.5mL	1キット	5,557
ウゴービ皮下注1.7mg	S D	1.7mg0.75mL	1キット	7,429
ウゴービ皮下注2.4mg	S D	2.4mg0.75mL	1キット	10,096
(略)				
(え)～(る) (略)				
(れ)				
(略)				
レクピオ皮下注300mgシリンジ		300mg1.5mL	1筒	394,758
(略)				
レケンピ点滴静注200mg		200mg	2mL	1瓶 38,910
レケンピ点滴静注500mg		500mg	5mL	1瓶 97,277
(略)				
(ろ)～(わ) (略)				
第3部～第6部 (略)				
第7部 追 補 (3)				
内用薬 (略)				
品	注 射	薬 規 格 単 位	薬 価 門	
(あ) (略)				
(う)				
ウゴービ皮下注0.25mgペン	1.0MD	1mg1.5mL	1キット	6,049
ウゴービ皮下注0.5mgペン	2.0MD	2mg1.5mL	1キット	10,590
ウゴービ皮下注1.0mgペン	4.0MD	4mg3mL	1キット	19,051
ウゴービ皮下注1.7mgペン	6.8MD	6.8mg3mL	1キット	30,194
ウゴービ皮下注2.4mgペン	9.6MD	9.6mg3mL	1キット	40,861
(略)				
(お)～(ら) (略)				
外用薬 (略)				
第8部～第10部 (略)				

経 販

の取扱は、令和7年8月14日から適用する。ただし、第1条の規定は、同年7月1日から適用する。

(ふ)				
(略)				
フォゼベル錠5mg	5mg	1錠	234.10	
フォゼベル錠10mg	10mg	1錠	345.80	
フォゼベル錠20mg	20mg	1錠	510.90	
フォゼベル錠30mg	30mg	1錠	641.80	
(略)				
(へ)～(わ) (略)				
品	第2部	注 射	薬 規 格 単 位	薬 価 門
(あ)・(い) (略)				
(う)				
(略)				
ウゴービ皮下注0.25mg	S D	0.25mg0.5mL	1キット	1,923
ウゴービ皮下注0.5mg	S D	0.5mg0.5mL	1キット	3,281
ウゴービ皮下注1.0mg	S D	1mg0.5mL	1キット	6,060
ウゴービ皮下注1.7mg	S D	1.7mg0.75mL	1キット	8,101
ウゴービ皮下注2.4mg	S D	2.4mg0.75mL	1キット	11,009
(略)				
(え)～(る) (略)				
(れ)				
(略)				
レクピオ皮下注300mgシリンジ		300mg1.5mL	1筒	443,548
(略)				
レケンピ点滴静注200mg		200mg	2mL	1瓶 45,777
レケンピ点滴静注500mg		500mg	5mL	1瓶 114,443
(略)				
(ろ)～(わ) (略)				
第3部～第6部 (略)				
第7部 追 補 (3)				
内用薬 (略)				
品	注 射	薬 規 格 単 位	薬 価 門	
(あ) (略)				
(う)				
ウゴービ皮下注0.25mgペン	1.0MD	1mg1.5mL	1キット	6,525
ウゴービ皮下注0.5mgペン	2.0MD	2mg1.5mL	1キット	11,477
ウゴービ皮下注1.0mgペン	4.0MD	4mg3mL	1キット	20,703
ウゴービ皮下注1.7mgペン	6.8MD	6.8mg3mL	1キット	32,853
ウゴービ皮下注2.4mgペン	9.6MD	9.6mg3mL	1キット	44,485
(略)				
(お)～(ら) (略)				
外用薬 (略)				
第8部～第10部 (略)				

○厚生労働省告示第二百二十三号

保険医療機関及び保険医療費負担規則（昭和三十一年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十条第二号ト、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十一年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第二号ト及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める告示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年八月十四日から適用する。

令和七年八月十三日

厚生労働大臣 福岡 資唐

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	
第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十号第二号ト及び薬担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体、迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドⅠ受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾネメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコプラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、バリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドⅠ受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム	
改 正 前	
第十 厚生労働大臣が定める注射薬等 一 療担規則第二十号第二号ト及び薬担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体、迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドⅠ受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニル塩酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾネメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコプラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、バリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドⅠ受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム	

製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデユル スルファアゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスル ファーゼ製剤、セベリバーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダー ゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使 用する場合を除く。）、デデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ 製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1ーインアクチペー ター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製 剤、チルゼバチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、 ホスレボドバ・ホスカルビド水和物配合剤、ベグバリアアゼ製剤、バビナフスブ アルファ 製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ベグ セタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼヘルマブ製剤、 オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニ ダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドバミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン 製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン 製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ 製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びシバグルコシ ダーゼ アルファ製剤

製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデユル スルファアゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスル ファーゼ製剤、セベリバーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダー ゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使 用する場合を除く。）、デデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ 製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1ーインアクチペー ター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製 剤、チルゼバチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、 ホスレボドバ・ホスカルビド水和物配合剤、ベグバリアアゼ製剤、バビナフスブ アルファ 製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ベグ セタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼヘルマブ製剤、 オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニ ダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドバミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン 製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン 製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ 製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表第1 第1部・第2部 (略)			別表第1 第1部・第2部 (略)		
品 名	外 用 薬	規 格 単 位	品 名	外 用 薬	規 格 単 位
(く)			(く)		
(ふ)	(略)		(ふ)	(略)	
別表第2 第1部～第4部 (略)			別表第2 第1部～第4部 (略)		
第5部 追 補 薬					
(2)					
品 名			品 名		
(く)			(く)		
⑨ グリセリン「ヨシダ」			⑨ グリセリン「ヨシダ」		
10mL			10mL		

保医発 0813 第 1 号
令和 7 年 8 月 13 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

」 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和7年厚生労働省告示第222号及び令和7年厚生労働省告示第223号をもって改正され、令和7年8月14日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬4品目及び注射薬6品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （3）（1）及び（2）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 9 4 4	3, 4 9 3	1, 9 8 0	2 8	1 2, 4 4 5

(4) 「薬価算定の基準について」（令和 7 年 2 月 19 日付け保医発 0219 第 1 号）第 3 章第 11 節 1 の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目（内用薬 4 品目及び注射薬 13 品目）について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。

(5) (4)による価格調整後の薬価は、令和 7 年 11 月 1 日から適用されるものであり、それまでは従来薬価が適用されること。

2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 別表第 1 に収載され、令和 7 年 10 月 1 日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものとしている医薬品のうち、代替される医薬品への切換の未了等により、製薬企業から薬価基準への収載期間の延長依頼があった医薬品（外用薬 1 品目）について、別表第 1 から削除し、別表第 2 に収載することにより、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外する時期を令和 8 年 4 月 1 日以降へ変更するものであること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第 1 に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6	4	2	0	1 2

(3) (1)により掲示事項等告示の別表第 2 に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1 5 6	1 0 0	4 2	0	2 9 8

(4) シパグルコシダーゼ アルファ製剤について、掲示事項等告示第 10 第 1 号の「療担規則第 20 条第 2 号ト及び療担基準第 20 条第 3 号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ベルスピティ錠 2mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「過去の治療において、他の薬物療法（5-アミノサリチル酸製剤、ステロイド、免疫抑制剤、生物学的製剤、ヤヌスキナーゼ阻害薬等）による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな臨床症状が残る場合に投与すること」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) エアウイン皮下注用 45mg 及び同皮下注用 60mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は肺血管拡張薬による治療を受けている患者に適用を考慮すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(3) タービー皮下注 3mg 及び同皮下注 40mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤による治療は、免疫調節薬、プロテアソーム阻害剤及び抗 CD38 モノクローナル抗体製剤を含む少なくとも 3 つの標準的な治療が無効又は治療後に再発した患者を対象とすること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

4 関係通知の一部改正について

(1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）の一部を次のように改正する。

- ① 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1) 中「及びクロバリマブ製剤」を「、クロバリマブ製剤及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤」に改める。
- ② 別添 3 区分 0 1 (5) イ中「及びクロバリマブ製剤」を「、クロバリマブ製剤及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤」に改める。

用105mg	シパゲルコシダーゼ アルファ（遺伝子組換え）	
--------	------------------------	--

(参考2)

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働告示第60号）の一部改正
（令和7年11月1日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品 名	規 格 単 位	現行薬価	調整後薬価
2190045F1025	フォゼベル錠 5mg	5mg 1錠	234.10	208.30
2190045F2021	フォゼベル錠10mg	10mg 1錠	345.80	307.80
2190045F3028	フォゼベル錠20mg	20mg 1錠	510.90	454.70
2190045F4024	フォゼベル錠30mg	30mg 1錠	641.80	571.20
2499418G5023	ウゴービ皮下注0.25mg S D	0.25mg0.5mL 1キット	1,923	1,764
2499418G6020	ウゴービ皮下注0.5mg S D	0.5mg0.5mL 1キット	3,281	3,009
2499418G7026	ウゴービ皮下注1.0mg S D	1mg0.5mL 1キット	6,060	5,557
2499418G8022	ウゴービ皮下注1.7mg S D	1.7mg0.75mL 1キット	8,101	7,429
2499418G9029	ウゴービ皮下注2.4mg S D	2.4mg0.75mL 1キット	11,009	10,096
2189403G1029	レクビオ皮下注300mgシリンジ	300mg1.5mL 1筒	443,548	394,758
1190408A1025	レケンビ点滴静注200mg	200mg 2mL 1瓶	45,777	38,910
1190408A2021	レケンビ点滴静注500mg	500mg 5mL 1瓶	114,443	97,277
2499418P1028	ウゴービ皮下注0.25mgペン 1.0MD	1mg1.5mL 1キット	6,525	6,049
2499418P2024	ウゴービ皮下注0.5mgペン 2.0 MD	2mg1.5mL 1キット	11,477	10,590
2499418P3020	ウゴービ皮下注1.0mgペン 4.0 MD	4mg 3mL 1キット	20,703	19,051
2499418P4027	ウゴービ皮下注1.7mgペン 6.8 MD	6.8mg 3mL 1キット	32,853	30,194
2499418P5023	ウゴービ皮下注2.4mgペン 9.6 MD	9.6mg 3mL 1キット	44,485	40,861

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発 0305 第4号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 第 2 章 特掲診療料 第 2 部 在宅医療 第 3 節 薬剤料 C 2 0 0 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用	別添 1 第 2 章 特掲診療料 第 2 部 在宅医療 第 3 節 薬剤料 C 2 0 0 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC 製剤、人工腎臓用

透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I 2 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H 2 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアル

透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I 2 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H 2 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアル

ファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラールゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びシバグルコシダーゼ アルファ製剤

(2)～(6) (略)

ファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラールゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 薬剤調整料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロ

別添 3

区分 0 1 薬剤調整料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロ

トンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラールゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソ

トンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラールゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソ

リチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及び及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

リチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ（略） （6）～（13）（略）	ウ～オ（略） （6）～（13）（略）
-----------------------	-----------------------

中 医 協 総 ー 2
7 . 8 . 6

新医薬品一覧表(令和7年8月14日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
1	ベルスビティ錠2mg	2mg1錠	ファイザー株式会社	エトラシモドールアルギニン	新有効成分含有医薬品	4,792.80円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	内239	その他の消化器官用薬(中等症から重症の潰瘍性大腸炎の治療(既存治療で効果不十分な場合に限る))	2
2	リアルダ錠600mg	600mg1錠	持田製薬株式会社	メサラジン	新用量医薬品、剤形追加に係る医薬品(再審査期間中でないもの)	96.10円	規格間調整	小児加算A=10% 新薬創出等加算	内239	その他の消化器官用薬(潰瘍性大腸炎(重症を除く))	4
3	ウエリレグ錠40mg	40mg1錠	MSD株式会社	ベルズチファン	新有効成分含有医薬品	21,916.80円	原価計算方式	画期性加算A=75% 市場性加算(Ⅰ)A=15% 加算係数 0 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	内429	その他の腫瘍用薬(フォン・ヒッペル・リンドウ病関連腫瘍、がん化学療法後に増悪した根治切除不能又は転移性の腎細胞癌)	6
4	アネレム静注用20mg	20mg1瓶	ムンディファーマ株式会社	レミナゾラムベシル酸塩	新効能医薬品、新用量医薬品、剤形追加に係る医薬品(再審査期間中のもの)	1,540円	規格間調整	—	注111	全身麻酔剤(全身麻酔の導入及び維持、消化器内視鏡診療時の鎮静)	8
5	エアウイン皮下注用45mg エアウイン皮下注用60mg	45mg1瓶 60mg1瓶	MSD株式会社	ソタテルセプト(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	1,082,630円 1,441,677円	原価計算方式	有用性加算(Ⅰ)A=45% 市場性加算(Ⅰ)A=15% 加算係数 0 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	注219	その他の循環器官用薬(肺動脈性肺高血圧症)	10
6	ボムビリティ点滴静注用105mg	105mg1瓶	アミカス・セラピューティクス株式会社	シバグルコニダーゼ アルファ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	204,251円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	新薬創出等加算	注395	酵素製剤(遅発型ポンペ病に対するミグルスタットとの併用療法)	12
	オブフォルダカプセル65mg	65mg1カプセル		ミグルスタット	新効能医薬品、新用量医薬品、剤形追加に係る医薬品(再審査期間中でないもの)	6,038.20円		新薬創出等加算	内399	他に分類されない代謝性医薬品(遅発型ポンペ病に対するシバグルコニダーゼ アルファ(遺伝子組換え)との併用療法)	
7	タービー皮下注3mg タービー皮下注40mg	3mg1.5mL1瓶 40mg1mL1瓶	ヤンセンファーマ株式会社	トアルクエタマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	146,284円 1,879,962円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅰ)A=35% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	注429	その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の多発性骨髄腫(標準的な治療が困難な場合に限る))	14

	品目数	成分数
内用薬	4	4
注射薬	6	4
外用薬	0	0
計	10	8

中	医	協	総	—	5
7	.	8	.	6	

保険医が投与することができる注射薬 (処方箋を交付することができる注射薬) の対象薬剤の追加について（案）

- 在宅自己注射指導管理料等の対象薬剤に係る運用基準（令和5年8月23日中医協総会において承認）及び学会からの要望書等を踏まえ、以下の薬剤について、保険医が投与することができる注射薬の対象薬剤に追加してはどうか。

1. シパグルコシダーゼ アルファ（遺伝子組換え）

【販売名】

ポムビリティ点滴静注用105mg

【効能・効果】

遅発型ポンペ病に対するミグルスタットとの併用療法

【用法・用量】

ミグルスタットとの併用において、通常、体重40kg以上の成人にはシパグルコシダーゼ アルファ（遺伝子組換え）として、1回体重1kgあたり20mgを隔週点滴静脈内投与する。

【薬理作用】

本剤は遺伝子組換えヒト酸性 α -グルコシダーゼであり、カチオン非依存性マンノース-6-リン酸受容体を介した細胞内取込みの増大を目的として、ビスマンノース-6-リン酸を有する糖鎖を含む。本剤は、ライソゾーム中グリコーゲンの α -1,4-及び α -1,6-グリコシド結合を加水分解することにより、グリコーゲンを分解し、ポンペ病患者の組織中に蓄積したグリコーゲンを低下させる。

ポンペ病動物モデルである酸性 α -グルコシダーゼノックアウトマウスに本剤を投与することにより、心臓、骨格筋等でのグリコーゲン低下、筋機能の回復等が認められた。また、ミグルスタットの併用により、いずれの作用も本剤単独投与時に比較して大きい傾向が認められた。

【主な副作用】

頭痛、浮動性めまい、味覚不全、片頭痛、平衡障害、認知障害、錯感覚、傾眠、振戦、頻脈、悪夢、潮紅、高血圧、呼吸困難、腹部膨満、下痢、腹痛、鼓腸、食道痙攣、そう痒症、発疹、蕁麻疹、紅斑性皮疹、筋痙攣、筋力低下、筋骨格硬直、筋肉痛、発熱、悪寒、胸部不快感、顔面痛、疲労、注入部位腫脹、倦怠感、疼痛、血中尿素増加、体温変動、リンパ球数減少、眼瞼痙攣、皮膚擦過傷等

【承認状況】

令和7年6月 薬事承認

(参考) 関連する省令及び告示 (抜粋)

◎ 保険医療機関及び保険医療費担当規則 (昭和 32 年厚生省令第 15 号) (抄)

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 (略)

二 投薬

イ～ヘ (略)

ト 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができることとし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならない、厚生労働大臣が定めるものについては当該厚生労働大臣が定めるものごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

三～七 (略)

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準 (昭和 58 年厚生省告示第 14 号) (抄)

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 投薬

イ～ヘ (略)

ト 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、別に厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができることとし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならない、別に厚生労働大臣が定めるものについては当該別に厚生労働大臣が定めるものごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

四～八 (略)

◎ 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等 (平成 18 年厚生労働省告示第 107 号) (抄)

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液(在宅血液透析を行っている患者(以下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用する場合に限る。)、血液凝固阻止剤(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。)、生理食塩水(在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、プロスタグランジン₁₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。)、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)、ダルベポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。)、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸

塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド—1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーズ製剤、イミグルセラーズ製剤、エロスルファーズ アルファ製剤、ガルスルファーズ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ペラグルセラーズ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。)、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1—インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤(四週間に一回投与する場合に限る。)、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤(四週間を超える間隔で投与する場合を除く。)、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプアルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコبران製剤、ジルコبرانナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤

二 (略)